

2025年7月29日
ペックスファースト&グレイス少額短期保険株式会社

令和7年台風第8号に伴う災害にかかる災害救助法の適用について

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者さまへ

この度の災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域でご契約をいただいているご契約者の皆さまを対象に以下の措置を実施いたします。

「保険料払込猶予期間の延長」

ご契約者のお申し出により、保険料の払い込みについて、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。本措置をご希望される場合には、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。

カスタマーセンター

電話：0120-202-025 (受付時間：平日 10:00～18:00)

メール：customer@pfirst-grace.co.jp

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法適用市町村		法適用日	備考
都道府県名	市町村名		
沖縄県	島尻郡南大東村 (しまじりぐんみなみだいとうそん) 島尻郡北大東村 (しまじりぐんきただいとうそん)	2025年7月27日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

<参考URL> https://www.bousai.go.jp/pdf/250728_kyuujo-tekiyo.pdf

以上